

事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年10月30日

案件名	中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について						
所管	健康福祉 局	保健衛生 部	医療政策 課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療の充実と医療・介護連携の推進 医療資源や財源の効率的な活用 疾病予防・介護予防の推進 					
	効果測定指標	在宅医療の充実や健康づくりの取組が進んでいる 診療所の再編に向けた取組が進んでいる			施策番号	8、10、11、46	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	事業効果 年度目標	基本方針の策定 検討会設置	診療日数減(青根) 在宅医療機能の 向上策の検討・実施			再編 (相模湖・藤野)	
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	基本方針の策定 (仮称)中山間地域医療検討会の設置 今後の進め方(スケジュール)						
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。						

事案概要

中山間地域(津久井、相模湖及び藤野地区)においては、高齢化の進行等に伴う通院困難や生活習慣病の重症化等へのリスクが高まること、医療施設の偏在や医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保が難しいこと、人口減少等を背景とした受診者数の減少に伴い財政負担が増加していることなど、医療に関わる課題が生じている。
 昨年8月の戦略会議を経て「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)」の諮問・答申、パブリックコメント、住民説明会等を実施してきたことを踏まえ、基本方針(案)に修正を加えた上で方針を策定すること等について諮るもの。

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	[全体] ← 現 指定管理期間(R3から5年間) →						
	方針策定	検討会設置					
在宅医療機能充実	在宅医療機能の向上策の検討・実施						
[津久井地区]							
青根診療所	診療日数を減らして運営						
青野原診療所					改修等に向けた調整		
[相模湖地区]							
内郷診療所		修繕に向けた調整		修繕	再編		
千木良診療所		閉院・解体等に向けた調整				解体等	
[藤野地区]							
日連診療所		閉院・解体等に向けた調整				解体等	
藤野診療所	再整備に向けた調整						
				再整備			

○事業経費・財源		(千円)								
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
事業費(保健衛生総務費)			4,300							
うち任意分										
特財										
国、県支出金			300							
地方債										
その他										
一般財源		0	4,000							
うち任意分										
捻出する財源 2										
一般財源拠出見込額		0	4,000							
元利償還金(交付税措置分を除く)										
捻出する財源概要	市所管の診療所を再編することにより財源を捻出									

市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる財源を活用し、在宅医療機能の充実や再編に伴う地域要望への対応を図る。
再編に伴う施設改修・解体費用は別途計上する。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)								
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
実施に係る人工	A		3	3	3	3	1	1		
局内で捻出する人工	B		0	0	0	0	0	0		
必要な人工	C=A-B	0	3	3	3	3	1	1		

局内で捻出する人工概要		SDGs 関連ゴールに (は3つまで)								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	○									
	10	11	12	13	14	15	16	17		
		○								

日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事案の方向性について確認
財政課	新規事業や施設改修等に係る予算措置は別途調整が必要なことを確認
経営監理課	指定管理者制度の趣旨を踏まえて検討していくことを確認
総務法制課	診療所の再編にあたっては条例の改正を伴うことを確認
人事・給与課	国保診療所の医師として修学医師の活用を視野に入れていくことを確認
アセットマネジメント推進課 公共建築課	施設の改修等に向けて協力して検討することを確認
緑区役所	基本方針の内容について共有
情報公開・文書管理課	新たな協議会の設置について確認

備考	令和4年8月22日 戦略会議(中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針(案)について) 令和4年11月1日 地域保健医療審議会 答申 令和5年9月29日 関係課長打合せ会議
----	--

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/6)</p>	<p>【診療所の再編について】 (総務法制課長)子育て世帯への配慮等、良いことであり、1年遅らせるのも妥当と考える。しかし、1年ずれたことで、条例改正のタイミング、指定管理者のタイミング等、早めの調整が必要かと思われる。どの診療所が直営、指定管理で、いつ再編してどこが切り替わるのか等、整理いただきたい。</p> <p>【通院手段の確保策の検討について】 (アセットマネジメント推進課総括副主任)今回の修正で通院手段の確保を追加したが、どのようなものを検討しているのか。 (医療政策課長)けんこう号の活用を検討している。また、交通政策課の取組でも医療分野を含めた活用を検討してもらいたいと考えている。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
<p>決定会議の 主な議論 (10/16)</p>	<p>【基本方針案の記載内容について】 (総務局長)基本方針の記載内容について、以下を踏まえて改めて精査したほうが良い。 ・本編P3 表の数値の出典が、全体は推計から、中山間地域は住民基本台帳からと異なっている。 ・本編P6 医療提供施設について、今年度の状況で記載をするべき。 ・青根診療所の診療科目の記載についても検討をするべき。 ・本編P19 「エ 市民生活習慣実態調査」と「オ 高齢者等実態調査」について、最新の調査結果があるので、更新をするべき。 ・本編P21 取組の方向性の取組時期について、「令和5年度以降順次実施」とあるが、このように記載するのであれば、今年度何を取り組むのかという部分の明確な答えが必要。</p> <p>【青根診療所の診療日数について】 (総務局長)青根診療所について、令和7年度から診療日数減の案となっているが、医師が不在となったことにより、令和4年度の途中から閉院しており、現在は週1から2回開いている状況である。現状、令和4年度の12月末までと比較し、診療日数減している中で、令和7年度から日数減という表記に違和感がある。 (医療政策課長)現在、青根診療所は週1回、隔週で週2回開いている。令和6年度については、週4回程開きたいと考えており、北里大学で育成した医師を配置することを考えている。令和7年度以降、そこから徐々に日数を減らしていく形としたいが、地元からは増えたり減ったりという、混乱するような形にはして欲しくないという意見をいただいている。 (総務局長)令和7年度を見据えて令和6年度から実施した方がいいのではないか。令和6年度に週4回に戻し、令和7年度にまた減らすというのは、地元調整が大変になると思われる。それならば、令和7年度の診療体制を見据えた中で、令和6年度から進めていくのが良いと考える。</p> <p>【通院手段の確保について】 (総合政策・少子化対策担当部長)調整会議において福祉との連携として、けんこう号の活用を検討しているとあるが、どのようなイメージか。 (医療政策課長)けんこう号は介護予防の用途で運行しているものであるが、通院用途を含めての活用を検討している。 (財政局長)例えば、学校のスクールバスの活用など、中山間地域の移動手段について検討している政策課所管の会議があるので、そちらの検討内容と合わせて公表していくなど、市長公室と調整していただきたい。</p> <p>【近隣自治体との連携について】 (総合政策・少子化対策担当部長)近隣自治体との連携に係る検討を新たに位置づけるとあるが、例えば上野原市といったところと、どのような取組を行うことを想定しているのか。 (医療政策課長)上野原市にも色々な医療機関があるので、医療機関のマップを作成して見える化したり、近隣の自治体等と情報交換、共有を図ったり、県境を跨いでの連携を行うことを想定している。 (総合政策・少子化対策担当部長)将来的に統合した場合、今まで上野原から来ていた人々は、統合先を利用するのか、それとも上野原の病院を利用するようになるのか。 (医療政策課長)住民が行きやすいところに行くという形である。 (医療政策・感染症対策担当部長)医療は自治体単位で行うものではないといった意見に対する取組となる。</p> <p>【事業経費等について】 (財政局長)令和6年度の予算について、400万円の内訳は、 (医療政策・感染症対策担当部長)車両を用いた訪問型オンライン診療の実証事業に係る経費の他、検討会の謝礼などである。</p> <p>【再編時期の変更による影響について】 (財政局長)長寿命化計画に中山間地域医療施設という項目があり、令和6年度からの取組になっている。1年ずれることについては、公共建築課とも調整しているのか。 (医療政策課長)調整している。 (財政局長)長寿命化計画の改訂があるので、齟齬が出ないようにお願いしたい。 (財政担当部長)再編が1年ずれることによって、指定管理期間終了後、令和9年度の再編までに1年の期間が生じる。指定管理者を公募するにあたり、適切に競争性が働く形での募集ができるのか。1年間ずれることにより何にどう影響するのかについては、積極的に説明する必要があると思われる。</p> <p>原案のとおり上部会議に付議する。 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>

中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る 基本方針の策定について

令和5年10月30日
医療政策課 地域医療対策室



基本方針策定に向けた検討経過

年 月	会議等	内 容
令和3年 8月～	医療のあり方に関する懇話会	令和3年8月～4年6月 計6回開催
11～12月	市民アンケート	地域住民への意見聴取（並行して補足調査を実施） 無作為抽出 約2,000人（回答率 49%）
令和4年 8月	庁議（戦略会議）	基本方針（案）について
9～11月	地域保健医療審議会	基本方針について 諮問・答申
12月～ 令和5年 1月	パブリックコメント(12/15～1/23) 住民説明会（12/17・12/18）	意見数は、86人から160件。 各地区1か所・計3回開催。参加者数は、全体で87人。
3月	パネルや動画を活用した説明会	3/23（木）～3/26（日）… 4会場・計5回開催 参加者数は、全体で94人。
5月	モバイルクリニック事業体験会	5/27（土）…各地区1か所・計3回開催 参加者数は、全体で55人。
7月	住民説明会（市長）	7/8（土）・7/9（日）… 各地区1か所、計3回開催 参加者数は、全体で137人。
7月	こどもの意見聴取	7/7（金）～7/18（火）… 計4回開催（3中学、1高校） 参加者数は、全体で35人。

※令和5年2月以降、住民団体等から署名や要望書等を受け取っている。

基本方針（案）の修正

① 子育て世代への配慮について <修正箇所> P.2 1 取組の方向性

意見	<ul style="list-style-type: none">・子どもや若者、働き世代に対する考え方の記載が無い。・若い世代が安心して子育てができることが大切。
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none">・基本方針は、中山間地域全体あるいは全世代に共通する課題に対応した取組の方向性を示すものであるが、「高齢化の進行」、「フレイル」、「介護予防」等の表現を用いていることから、対象の中心を高齢者に限定していると誤認した意見が出ている。 →「取組の方向性」の中で、誰もが対象であることを明示する。
修正内容	<ul style="list-style-type: none">・中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、<u>子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる</u>持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

※下線部分を追加。

基本方針（案）の修正

② 診療所再編の時期について <修正箇所> P.23 基本方針2

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型オンライン診療などを検討しているとのことだが、こうしたものをしっかり整えてから再編すべき。 ・藤野診療所は、待合室や駐車場の拡充等、施設の改善が必要。内郷診療所は、混雑の緩和策が必要。 ・診療所の再編（統廃合）は唐突であり、反対。
対応の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・再編に向けて訪問型オンライン診療などの在宅医療の充実策について地域の理解を深める。 （策定期間がずれ込んだ影響で、制度設計の検討が遅れている） ・統合後の診療所の機能改善を図るため、その実現に向けた改修方法の検討を深める。 → 相模湖地区及び藤野地区について、診療所の再編を1年延期する。
修正内容	<p>【診療所再編の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津久井地区：青根診療所の診療日数を見直す時期を、令和6年度とする。 ○相模湖地区：千木良診療所を内郷診療所へ統合する時期を、令和<u>9</u>年度とする。 （修正前は、令和8年度） ○藤野地区：日連診療所を藤野診療所へ統合する時期を、令和<u>9</u>年度とする。 （修正前は、令和8年度）

※下線部分を修正。

基本方針（案）の修正

③ 通院手段の確保について <修正箇所> P.23 基本方針2

意見	<ul style="list-style-type: none">・生活に必要な移動手段を確保することが課題となっている。・マイカー以外で統合先の診療所へ通院できる手段を検討してほしい。
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none">・中山間地域での移動手段の確保は、通院のみならず日常生活全般における地域全体の課題として捉える必要があるため、交通分野や福祉分野等の関連する組織と連携して取り組む。 <p>→ 庁内の関係部署と連携した中で、通院手段の確保策を検討していく。</p>
修正内容	<ol style="list-style-type: none">1 より効率的に医療を提供するための施設数の適正化<ul style="list-style-type: none">○訪問診療を効率的に実施できる体制の整備<u>○通院手段の確保策の検討</u>○検診機能や感染症対応能力の向上○駐車スペースの確保策の検討○待ち時間の短縮策の検討

※下線部分を追加。

基本方針（案）の修正

④ 近隣自治体との連携について <修正箇所> P.24 基本方針2

意見	<ul style="list-style-type: none">・ICTの活用など近隣自治体（上野原市）と連携しながらぜひ検討を進めてほしい。・青根診療所には、道志村からの受診者もいる。広域連携の検討も必要では。
修正の考え方	<ul style="list-style-type: none">・近隣自治体との連携を深め、地域ニーズに即した医療を提供していくことは意義があるため、積極的に取り入れたい。 <p>→ 取組として「近隣自治体との連携に係る検討」を新たに位置付ける。</p>
修正内容	4 病院等との連携強化 ○検査機器など病院が持つ機能の活用 ○在宅医療、外来医療及び入院医療の連携強化 <u>○近隣自治体との連携に係る検討</u>

※下線部分を追加。

【修正後】取組の方向性と基本方針の内容

■ 取組の方向性

中山間地域の医療等に係る課題に対応するため、市所管の診療所を再編することにより生み出すことができる資源（医療資源・財源）やICT（情報通信技術）等を活用し、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる持続可能な医療提供体制の確保に資する取組を推進します。

【基本方針1】在宅医療の充実と医療・介護の連携推進

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の更なる普及促進
- 医療・介護関係者の多職種・多機関の連携強化
- 在宅ケア連携室・在宅歯科医療地域連携室等の普及促進
- 家族介護者の支援
- 在宅医療の充実
- 地域の中核を担う診療所として機能
- 切れ目のない在宅医療と介護の連携体制の推進

○：地域全体での取組
●：市所管の診療所での取組

【基本方針2】医療資源や財源の効率的な活用

- 情報共有のための顔の見える関係づくりの推進
- ICT（情報通信技術）の利用による医療資源の効率的な活用の推進
- 在宅医療・介護連携を支える人材の確保
- より効率的に医療を提供するための施設配置の適正化
- 医療従事者（総合的な診療能力を有する医師等）の育成・配置
- 診療所の運営の効率化
- 病院等との連携強化

【基本方針3】地域と連携した疾病予防・介護予防等の推進

- 市民による健康づくりや介護予防の取組への支援
- 自ら行う健康管理の取組への支援
- 地域と診療所の「顔の見える関係づくり」

【修正後】診療所再編の考え方

- ① 在宅医療等を効率的に実施できる体制とするため、医師2人体制とします。
- ② 医師2人体制とするため、原則として、地区ごとに1診療所に統合します。
- ③ 民間の医療機関を含め、多職種・多機関の連携を進めます。

○津久井地区：青根診療所は、青野原診療所に統合します。

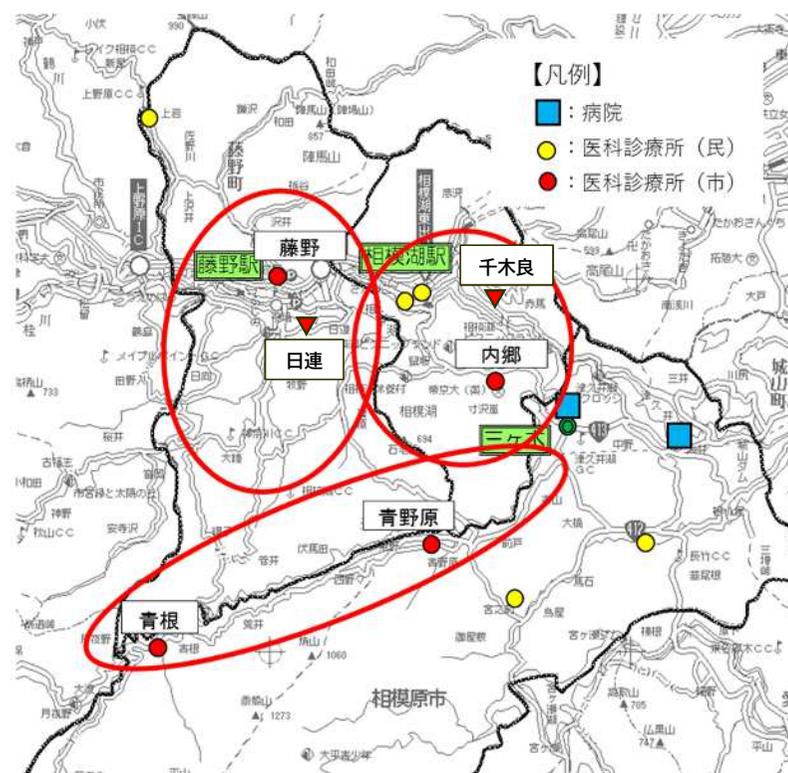
ただし、青根診療所は、令和6年度を目途に診療日数の見直しを行ったうえで、青野原診療所の分院として当面維持します。

○相模湖地区：千木良診療所は、令和9年度を目途に内郷診療所に統合します。

○藤野地区：日連診療所は、令和9年度を目途に藤野診療所に統合します。

※ 統合に当たっては、必要な改修等を行います。

※ 医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがあります。



診療所再編の流れ

※ 医師の確保状況、施設の改修方法等により、再編の実施時期がずれることがある。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理	指定管理期間（5年）R3～R7			新たな指定管理期間 R8～		
			次期選考	期間中に再編が進むことを前提に設計		
条例等改正 （見込み）	国保規則改正 （青根）	市立条例改正等 （廃止・次期選考）				
青根 ＜国保・直営＞		診療日数減				
青野原 ＜市立・指定＞						
内郷 ＜国保・直営＞	修繕内容検討	修繕内容決定	【設計】	【修繕】	2人体制	
千木良 ＜市立・指定＞					解体等	
日連 ＜国保・直営＞					解体等	
藤野 ＜市立・指定＞	再整備手法 検討ワーキング 課題整理・検討	再整備手法 検討ワーキング 検討・決定	【設計】	【工事1年】 （仮設等を検討）	2人体制	

○ 施設の再整備手法（想定）
内郷診療所＝修繕
藤野診療所＝改修

※市立診療所の国保直診化や、国保診療所の指定管理への移行については、別途検討する。

事業スケジュール(年度内)

時 期	内 容
10月	庁議（基本方針の策定・訪問型オンライン診療）
11月	基本方針策定【決裁】 市議会、報道、地域保健医療審議会への情報提供 医療関係団体、地域団体への周知 （医師会等、自治会組織、まちづくり会議 など） 診療所の再整備手法の検討に係る関係課長打合せ会議
12月	広報さがみはら等で周知 （基本方針策定・検討会委員公募） 診療所の再整備手法の検討に係るワーキング
1月	（仮称）中山間地域医療検討会 ※
3月	国保診療所条例施行規則 改正（青根診療所の休所日）

※中山間地域の住民や、医療・介護に関わる団体の代表者等が意見交換を行う協議会を新たに設置。
（別添「設置運営要綱（案）」）

※当面は、訪問型オンライン診療事業の具体化や、診療所に求められる機能等について意見交換。

令和5年10月30日

1 中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針の策定について

【健康福祉局】

(1) 主な意見等

(市長) 10月24日に中山間地域の診療所存続を求める会から2,400筆程の署名と要望書が提出されたと聞いているが、その概要を聞きたい。

(健康福祉局長) 会に所属する8名が来庁され、要望書と署名を頂戴した。2,449筆と聞いていたが、同一人物等を精査し、有効数は2,398筆と確認している。署名については、全体の約3割が相模湖地区であり、その中でも千木良と寸沢嵐が多い。また、地域別の署名割合については、青根、千木良が約3割と多く、相模湖全体では約1割となっている。旧市域も含めた署名であるが、藤野、相模湖、津久井の旧3町の割合が全体の7割といった状況である。

(市長) 令和4年8月の戦略会議で諮った基本方針案は、地域に配布したのか。

(健康福祉局長) 配布している。

(市長) 前回方針案に記載のあった「車両を用いた」という言葉が消えている。体験会は非常に好評だったと聞いており、地域に公開した経緯からすると、この視点が方針からなくなることに違和感がある。

(健康福祉局長) 今回、文言整理するに当たり、1の「在宅医療の充実」と2の「オンライン診療の推進」については、内容が似通っているため、一本化したものである。ただ、指摘のとおり、車両を用い訪問型オンライン診療と分かりやすくなるよう、意見を踏まえ、修正する。

(市長) 7月に実施した子どもからの意見聴取について、どのような意見が出たのか。

(医療政策・感染症担当部長) 津久井高校、北相中学校、藤野中学校、青和学園の4か所を訪問した。

(地域医療対策室長) 「通院は高齢者にとって大変なものであり、オンライン診療や訪問診療があると良い。」「足腰が弱っても、医師に自宅で見てもらえるのは安心である。」「薬局などを置いて、少しでも丁寧にすべきである。」といった意見があった。

(市長) 自分たちにとっての観点での意見はなかったか。

(地域医療対策室長) 中・高生は、診療所に通う機会自体が減っており、自分たちにとってよりも、高齢者への心配についての意見であった。ただ、いずれの質問に対しても、9割方、基本方針の内容について、そのとおりだと思うという回答をいただいている。

(市長) 地域おこし協力隊とは、中山間地域の医療について連携をしているのか。

(医療政策・感染症担当部長) 連携に向け、調整しているところである。

(市長) 診療所再編の時期について、藤野の統合時期を当初の方針案から1年遅らせることで、施設修繕に要する期間であると思うが、統合後は移転先を探すことになるのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 移転するかどうか含め、時間・経費面を勘案しながら整備していく。

(市長) 事前に、修繕に期間を要することは把握できていたと考えるが、ここで遅らせるに至った経緯を聞きたい。

(健康福祉局長) 昨年段階では、まず基本方針を策定し、地域の意見を聞きながら、再整備について検討するという形で整理をしていたが、地域住民から公式又は非公式を含め、様々な場面でご意見をいただき、基本方針の内容について、しっかりと道筋を示さなければ、理解が得られないということで、改めて検討を進めた結果、1年ずらすことで、より具体なところまで踏み込み、定めていくこととした。

(市長) 青根の診療所について、現状は土曜日と、隔週で金曜日が診療日となっているが、令和6年度は週3回ということで、医師の目途は立っているのか。

(健康福祉局長) 修学医師等、対応できる予定である。

(市長) 3日に戻すのは、地域の要望か。

(医療政策・感染症担当部長) 現状は医師の確保ができず、やむを得ず週1日もしくは隔週で週2日になっている状況があるが、もともと週5日のところ、日数を減らした結果が週3日である。

(市長) 通院手段について、具体策を示すことによって地域の安心につながると思われる。相模湖のけんこう号など、もう少し具体的に書いた方が良いと思われる。

(健康福祉局長) けんこう号については、通院手段の一つとして有効な手段であると考えているが、具体化できていないので、表現については検討が必要である。今年度から、中山間地域に限らない取組として、地域おでかけサポート推進事業も始めているので、こういった事業の活用について、地域としっかり話をしていきたいと考えている。

(市長) 教育委員会のスクールバスが藤野や津久井地域を走っているが、登下校の時間以外の日中は使用していないので、その活用も検討いただきたい。

(健康福祉局長) 他局ともうまく連携を図りながら、地域にとってより良い方法を検討していく。

(市長) 上野原市からは、医療に限らず、包括連携協定を結びたいという話いただいている。ぜひ連携に取り組んで欲しい。また、中山間地域検討会の設置について、メンバーにおいては、慎重派や反対派にも寄り添っていく必要があるため、バランスを取って欲しい。

(健康福祉局長) そういった視点から、公募市民をメンバーに入れている。

(市長) どのようなことを話し合っていくのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 基本方針を具体化していくものであるため、診療所の再編、移動手段等、多岐にわたる。回数等は検討中であるが、幅広く意見をいただくと考えている。

(石井副市長) 10月24日に、2,449筆の署名を直接受けた立場としては、その署名に対する議論が十分にされてないと感じている。中山間地域の医療の課題として、医療従事者の確保が大きなポイントだと思うが、その解決策についての記載はあるか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 総合的な診療方針能力を有する医師等医療従事者の育成・配置と記載しており、現在25人の修学医師・修学生がいるが、北里大学の修学医師の貸付事業を継続し、活用していくものである。

(石井副市長) この記載は、従来から実施している事業を指しており、それだけでは足りず、将来的に医師の確保が難しいということではないのか。

(医療政策課長) 修学医師の育成は、平成25年度から始めており、ここで一人前になって、診療所で診療ができるようになってきたところである。この取組を継続することにより、しっかりと地域で働いていただく医師を確保していくという考え方である。

(石井副市長) であるならば、医師の確保については課題ではなく、対応できているという認識でよいか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 制度が始まったばかりであること、現在常勤で働いている医師が高齢となり、辞められるなど、現状、医師の数が担保できていない状況であるため、修学医師の活用方法を確立していく必要がある。

(石井副市長) 今後、3.5診療所で医師6人が必要となるが、北里大学との連携の中で、常時6人を確保できるようになるということが良いか。

(医療政策・感染症対策担当部長) そのとおりである。

(市長) 修学医師は卒業後、9年間、本市に従事していただくことになっているが、そのうち現場に出るのは何年か。

(医療政策・感染症対策担当部長) 9年間のうちの2年間は初期研修、その後3年間は後期研修となる。後期研修3年のうちの半分、それから最後の4年間の最大5.5年間従事が可能である。

(石井副市長) 地域住民への説明の際に、医療従事者の確保は大変な課題であるという話をしているが、今の話だと若干ずれるように感じており、内容をもう少し詰めさせていただきたい。

(緑区長)スケジュールを当初の予定から1年間遅らせることについて、地域に説明していくことになるが、遅らせるに至った理由の一つとして、統合先の診療所に、まだまだ機能的に不備があるといったことがあった。1年間遅らせ、その前に改修工事をするによって、地域の人たちが課題として挙げていたことは、ある程度解決をすると考えてよいか。

(医療政策・感染症対策担当部長)例えば、改修をしながら2人体制にするといったことを、実現可能なものとして提示していく必要があり、そういった点から1年とさせていただいた。

(緑区長)そうすると1年だけでなく、2年、3年と、地域住民が課題だというものが解決するまで遅らせる方法もあるのか。

(医療政策・感染症対策担当部長)高齢化が進む中で、アンケート結果からも在宅医療を望む声を把握しているため、そういった意味では、一刻も早く、2人体制にし、1人が在宅医療や訪問診療を行う体制にしなければならないと考えている。

(緑区長)地域の住民の理解が、足りていないというのも1年遅らせる理由であると思うが、その1年で、地域の住民の理解をどういう面で強化していくのか。例えば、オンライン診療などは、まだまだイメージが湧いていない人が多いと思われる。

(医療政策・感染症対策担当部長)オンライン診療については、令和6年度に2か月ほど、モデル的に実施する。その後、令和7年度についても、令和6年度の結果を踏まえ、さらに実証事業を行っていく予定である。

(奈良副市長)パブリックコメントの市側の答えが、意見に対して、確かにそれは検討する必要があるであったり、時間がかかるから令和8年を9年にするであったり、地域や団体から出る意見を想定した準備が、足りなかったように感じている。

(教育長)修学医師の事業により、従事する6名の医師の確保と同時に育成も行っていけるということによいか。また、2人体制を取ることによって、オンライン診療や訪問診療を充実することができ、更に移手段の確保の取組を進めることで、中間地域の医療がうまく回っていくということによいか。

(医療政策・感染症対策担当部長)そのとおりである。

(市長)修学医師の事業の年間予算はいくらか。

(医療政策・感染症対策担当部長)約1億円である。

(市長)毎年何人修学生として決定しているのか。

(医療政策・感染症対策担当部長)毎年2人ずつである。

(市長)6年間で学費はいくらかかるのか。また、貸付額はいくらか。

(医療政策・感染症対策担当部長)3,000万円から4,000万円であり、全額である。

(市長)住民団体の要望について、有効数は2,398筆とのことであるが、こういった思いも慎重に検討する必要があると考える。また、市民への説明は当然のことながら、議会への説明も丁寧に行っていただきたい。

(市長)日連と藤野、内郷と千木良の診療所統合について、改修なのか移転なのか、また、移手段など、もう少し具体化し、議論することが必要と考える。

(2) 結果

継続審議とする。

以上